

不正調査委員会規程

(目的)

第1条 文星芸術大学（以下「大学」という。）の競争的資金不正使用に関する事項を調査・審議するため、本学に不正調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

1 委員会は各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 理事のうちから理事長が指名する者 1名

(3) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名

(4) 事務局長、課長のうちから委員長が指名する者 若干名

(5) その他委員長が必要と認めた者 若干名

2 委員長は互選とする。

3 外部委員は、大学及び告発者並びに被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査・審議事項)

第3条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について関係機関（配分機関等）に報告しなければならない。

3 委員会で審議した事項については求めに応じて、関係機関（配分機関等）に報告しなければならない。

(運営等)

第4条 委員長は、第1条の規定に基づき調査・審議をする必要がある事項が生じたとき、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

3 議事は出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員の任期は、その都度委員長が定めるものとする。なお、委員に欠員が生じた場合、委員長は補欠委員を指名し、その任期は前任者の残余の期間とする。

(事務)

第5条 委員会に関する事務は、大学事務局が処理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃については、教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。